

XI 6次産業化の部

この部には、農業・農村の6次産業化総合調査及び漁業・漁村の6次産業化調査に関する統計を収録した。

調査の概要については、以下のとおりである。

1 調査の目的

本調査は、農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

本調査の対象は以下のとおりとし、農業・農村の6次産業化総合調査については、年間販売金額規模において農産加工は10億円以上、農産物直売所は5億円以上、観光農園、農家民宿、農家レストランは1億円以上の経営体等については全数調査、全数調査規模に満たない経営体等については標本調査とし、新規調査対象者及び輸出に取組む農業経営体等については、全数調査として実施した。

また、漁業・漁村の6次産業化調査については、年間販売金額規模において水産加工は10億円以上、水産物直売所は5億円以上の経営体等については全数調査、全数調査規模に満たない経営体等については標本調査とし、新規調査対象経営体については、全数調査として実施した。

(1) 農業・農村の6次産業化総合調査

ア 農産加工

農産物の加工を営む農業経営体及び農協等が運営する農産加工場

イ 農産物直売所

農産物直売所を営む農業経営体及び農協等が運営する農産物直売所

ウ 観光農園

観光農園を営む農業経営体

エ 農家民宿

農家民宿を営む農業経営体

オ 農家レストラン

農家レストランを営む農業経営体及び農協等が運営する農家レストラン

カ 海外への輸出

農産物の輸出を営む農業経営体及び農協等

(2) 漁業・漁村の6次産業化総合調査

ア 水産加工

水産加工場を営む海面漁業経営体及び漁協等が運営する水産加工場

イ 水産物直売所

水産物直売所を営む海面漁業経営体及び漁協等が運営する水産物直売所

3 調査対象期間

調査対象期間は平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成26年度の期間を含む1年間とした。

4 調査方法

本調査は次のいずれかの方法により実施した。

- (1) 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査。
- (2) 統計調査員が調査票を配布し、統計調査員、郵送又はオンラインにより調査票を回収する自計調査。
- (3) 統計調査員が調査対象者に面接し聞き取りにより調査を行う他計調査。

5 集計方法

都道府県別に、農業生産関連事業及び漁業生産関連事業ごとの推定値を算出し、積み上げた値を全国計及び全国農業地域別の推定値とした。

この部についての照会先

生産流通消費統計課 電話 (075) 414-9660